

News Release

CONCORDIA
Financial Group

2025年3月18日

2026年3月末日基準以降の株主優待制度の一部変更について

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 片岡 達也）は、2026年3月末日基準以降の株主優待制度について、下記のとおり一部変更することを決定しましたので、お知らせします。引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更の理由

当社は、株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、多くの皆さまに株式を保有していただくことを目的として、2016年9月より株主優待制度を導入しており、2025年3月末日基準以降は、神奈川・東京を中心とした特産品や体験型ギフトを優待品とするカタログギフトを優待メニューとしています。

検討中としておりました2026年3月末日基準以降の優待基準における保有期間について、今回、長期にわたり継続して株式を保有いただくことを目的に、段階的に保有期間の条件を設けることとしました。

2. 変更の内容

「優待基準」のうち「保有期間」の条件を以下のとおり変更します。（下線が変更箇所）

基準日	2025年3月末日基準	2026年3月末日基準	2027年3月末日基準 以降
保有期間	定めなし	<u>継続して6か月以上（※1）</u>	<u>継続して1年以上（※2）</u>
保有株式数と 優待内容	1,000株以上5,000株未満 : 3,000円相当のカタログギフト 5,000株以上 : 6,000円相当のカタログギフト		

（※1）「継続して6か月以上」とは、2025年9月末日および2026年3月末日の当社株主名簿に、同一株主番号にて1,000株以上の保有が連続して記録されることとします。

（※2）「継続して1年以上」とは、毎年3月末日および9月末日現在の当社株主名簿に同一株主番号にて1,000株以上の保有が、3回以上連続して記録されることとします。

2027年3月末日基準における優待対象の株主さまは、2026年3月末日、2026年9月末日、2027年3月末日の当社株主名簿に同一株主番号にて1,000株以上の保有が連続して記録された株主さまとなります。

3. 適用開始期間

2026年3月末日を基準日とする株主優待制度より、変更後の制度を適用します。

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室
（横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室内）TEL：045-225-1141